

業務部速報

No. 32

発行 17. 11. 30

JR東労組 業務部

申10号 エルダー組合員の労働条件を向上させ働きがいを持つ制度の確立を求める申し入れ(その2)

本日申10号で、エルダー組合員の労働条件を向上させ働きがいを持つ制度の確立を求める申し入れ(その2)を申し入れました。

この間昭和採用者アンケートを全職場で取り組みました。そこで寄せられた、組合員の生の声に基づいて、より良い制度とするため、集中した議論を行っていきます！

これが私たちの要求10項目だ！

1. 年金支給年齢の引き上げや高年齢者雇用安定法の主旨を踏まえ65歳定年制を早期に実施すること。
2. 本人希望に基づき、エルダー組合員の本体勤務者を全系統、全職種、全職名に配置すること。また、配置規模は技術断層を防止するため、各系統、各職場において技術継承・技能伝承ができる規模とすること。
3. エルダー社員の月例賃金は基本賃金、特別措置(年金)、雇用継続給付金から成り立っていることから、基本賃金、特別措置の増額をはかること。また、基本賃金の地域区分(4)を廃止し、区分の再構成等を行い地域間格差を解消すること。
4. 助役エルダーの職務内容から「人事評定」を取り除くこと。
5. 企画部門においては、専門性を有する部署にマイスター、アドバイザーを拡大し、技術継承・技能伝承が行なえる体制とすること。
6. 安全性を確保するため体力面を考慮し、全エルダー社員が短日数勤務および短時間勤務の選択ができる制度を設けること。
7. エルダー組合員の本体勤務者と出向者との休日数を統一すること。
8. 国鉄改革をまじめに担った昭和採用者に対し、特段の配慮を行うこと。さらに、広域異動者、広域採用者、広域追加採用者に対して特情を鑑み、特段の配慮を行うこと。
9. エルダー組合員の「雇用先決定」においては、労働条件の説明を丁寧におこなうこと。また、本人希望と相違がある場合は再面談をおこなうこと。
10. 会社は、エルダー社員就業規則第3章第6条第1項を「会社は、エルダー社員に原則として会社における勤務を命ずる。」に改訂すること。

会社は国鉄改革を真面目に担った昭和採用者に二度と雇用不安を感じさせない労働条件を示せ！

